

## 第 19 回会計検査院契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成 29 年 1 月 24 日（火）	
場所	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会会議室	
出席委員氏名	委員長 松島 桂樹（法政大学大学院デザイン工学研究科 客員教授）	
	委員 長村 彌角（公認会計士 有限責任監査法人トーマツ パートナー）	
抽出案件	2 件	（備考） 抽出案件の審議のほかに、契約の状況、指名停止の運用状況、少額随意契約の状況、共同調達制度導入の効果等について説明を行い、その後質疑を行った。
（内訳）		
一般競争契約	1 件	
指名競争契約	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>1. 平成28年度(上半期)における契約の状況等について 会計検査院側より、契約の状況、指名停止の運用状況、少額随意契約の状況、共同調達制度導入の効果等について説明を行った。</p> <p><u>指名停止の運用状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今回指名停止とした事業者はないが、例えば、契約に関わらない部分ではあるものの社会的に影響のある問題、不祥事等を起こした企業を指名停止処分とするようなことはあるのか。</li><li>・各省庁の指名停止の情報を共有する仕組みはあるのか。</li></ul> <p><u>共同調達制度導入の効果</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・共同調達をする品目等についての予算要求時の積算単価は各省庁同じか。</li><li>・取りまとめ担当省庁が他省庁である場合、通常単独の調達で実施されている仕様書の作成や予定価格の算定等の事務は会計検査院内ではどのように行われるのか。</li><li>・共同調達を行う品目等はどのように決定されているのか。</li></ul>	<p>・各省庁の判断によるところであるが、問題、不祥事等の内容によっては、あり得ると考える。</p> <p>・仕組みというものはない。担当者間の連絡、ホームページ等で情報を収集している。</p> <p>・予算要求は、当年度の実績を元にするなどして各省庁それぞれ、積算単価を設定している。</p> <p>・取りまとめ担当省庁が仕様書の作成や予定価格の算定等を行う際には、関係する省庁に情報を共有した上で、担当者間で綿密に打合せを行っている。そして、単独での調達の場合と同様に院内部の決裁を行っている。</p> <p>・各府省等申合せにおいて品目等が例示されており、これらを含め、合同庁舎第7号館担当者会議において、検討し決定している。</p>

<p>2. 案件の審議</p> <p>会計実地検査に係る資料等の運送業務に関する単価契約を含む2件を審議した。 審議の内容は次のとおりである。</p>	
意見・質問	回 答
<p><u>(1) 会計実地検査に係る資料等の運送業務に関する単価契約（一般競争契約）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務は全国配送路線網を所持していないと入札に参加できないのか。</li> <li>・仕様書において、都道府県を地域ごとに分類し、その地域ごと、荷物のサイズごとに予定数量を示しているため、入札参加者はこの地域ごとに単価を設定することとなり、発注者側で地域等を設定していることが入札への参入障壁となっていないか。</li> </ul> <p><u>(2) 中央合同庁舎第7号館整備等事業（第29回変更）（随意契約）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業の庁舎で、本件事業（模様替え）の費用を会計検査院が負担するということはどのように決まっているのか。</li> </ul> <p>また、本件が変更契約（随意契約）となるのはなぜか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件業務は、調査官等が収集した検査資料等を全国の検査先から本院に配送するものであるが、全国配送路線網を自前で所持していることを参加要件とはしていない。</li> <li>・以前、他の事業者も、現在と同様の地域の分類によって応札した実績があることから、入札の参入障壁とはなっていないものと思料される。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業者は、国との中央合同庁舎第7号館整備等事業契約において、業務要求水準書に従って建物等の維持管理を行うこととなっており、業務要求水準書に適合させるための修繕等の費用は事業者が負担することとなっている。また、国が業務要求水準書に定める条件を変更しようとするときは、両者で協議することとなっており、国の事由による模様替えなどの場合は、国が費用を負担することとなっている。今回の模様替えは、本院が業務を遂行する上で必要が生じたため実施するものであることから、本院の負担となる。</li> <li>また、事業者は、模様替え後の業務要求水準書に従って引き続き建物等の維持管理を行う必要があるため、当該事業者との変更契約</li> </ul>

	によって、本件事業を実施することになる。
--	----------------------